

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）
南魚沼市長

氏名

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

下記の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

① 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年
	個人番号		月 日 (歳)
② 住所	〒 ー 南魚沼市	電話 (ー)	ー
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥ 所要費用(予定)	入学金 円、 受講料 円 合計額 円		
⑦ 公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある・ない		
⑧ 過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない		
(備考)			

(注意)

- 1 交付の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 交付額は、入学金及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき交付額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金交付申請書及び実績報告書」に添付書類をつけて交付申請手続きを行う必要があります。